

# ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 キタビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2010 年 1 月号 (Vol. 89)

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、本当にありがとうございました。あいかわらずの厳しい経済環境の下、多くの企業が厳しい状況に直面しています。みなさまにおかれましてはこれまで以上に危機感を持ってお仕事に取り組んでいただくと同時に、私たちもみなさまのお役にたてるようがんばってまいります。一緒に不況に負けない経営をつくっていきましょう！新しい年がみなさまにとって実りある良い年になるよう、心からご祈念申し上げます。



## <税制改正大綱が発表になりました>

昨年 12 月 22 日、平成 22 年度税制改正大綱が発表されました。中小企業に関係する主な改正内容をお伝えいたします。なお、この大綱が正式に決定するのは 3 月末の国会通過後になります。

### <所得税>

□ **扶養控除が見直し**になります（平成 23 年から）。「子ども手当」が支給されることから、15 才までの扶養控除（38 万円）が廃止されます。また、高校の実質無償化に伴って、16～18 才までの特定扶養親族に対する扶養控除に対する上乗せ部分（25 万円）が廃止されます。まとめると以下ようになります。

被扶養者の年齢	従来の控除額	今後の控除額
～15才	38万円	0円
16才～18才	63万円	38万円
19才～22才		63万円（←変更なし）
23才～69才	38万円（←変更なし）	
70才～	48万円（同居の場合58万円）（←変更なし）	

### <法人税>

□ **一人オーナー会社に対する課税制度（業務主幸役員給与の損金不算入制度）**が廃止されます（平成 22 年 4 月決算から）。民主党のマニフェストに掲げられていた中小企業の法人税率の引き下げは見送られました。

### <贈与税>

□ **住宅取得資金贈与の非課税枠**が現行の 500 万円から平成 22 年は 1,500 万円、平成 23 年は 1,000 万円に**引き上げられます**（所得が 2,000 万円以下という制限あり）。

「経営がよくなる塾」開催のお知らせ  
会社を発展させたい！と切実に思っている経営者、幹部社員さま向けに、当事務所で経営塾を開催します。所長の西が決算書の基礎と「発展する企業が目指すべき決算書のかたち」をみっちりとお伝えいたします。また、当事務所のコンサルチームが研究、実践している売上アップのための方策、さらには、経理を極限までシンプルにする方法をお伝えいたします。特に起業間もない方、一から学びなおしたい方などにお



【年始のお知らせ】仕事始めは 1 月 4 日（月曜日）からとなります。